

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県遠野市

2 構造改革特別区域の名称

日本のふるさと再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

遠野市全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

遠野市は、岩手県の東南部に位置し、東西 33.5km、南北 38.2km、面積は 660.38k m²を有し、琵琶湖（672.36k m²）とほぼ同じ広さである。

北上高地の一画に広がる盆地に位置し、盆地の周囲は、標高 1,917 メートルの早池峰山を頂点に、1,000 メートル前後の山岳が点在し、これらをつなぐように 700 メートル内外の高原群によって連鎖されている。

薬師岳に源を発する猿ヶ石川が盆地の中央部を貫流し、大小の河川が順次これに合流し、盆地底の中心地に市街地が開け、河川沿いに耕地と集落が形成されている。

(2) 気候

岩手県内でも寒冷地に属し、盆地特有の寒暖の差が激しく、四季の推移が画然とし、厳冬期には零下 15 度を記録することもある。降水量は、年間を通じて約 1,100mm 程度であり、11 月中旬には初雪がみられるが、根雪になるのは 1 月上旬であり、降雪量は、平坦部で 10cm 程度である。

(3) 沿革

遠野は、藩政時代には遠野南部 1 万 2 千 5 百石の城下町として、また内陸部と沿岸部を結ぶ宿場町として栄えた。

昭和 29 年に 1 町 7 ヶ村が合併して市制施行し、平成 16 年には市制施行 50 周年を迎える。

人口は、昭和 36 年の 3 万 8 千余人を最高に年々減少をたどり、最近では 2 万 7 千人台を推移し微減傾向にある。

(4) 地域づくり

遠野市では、「遠野物語の里」を形成する、ゆかしい歴史・文化や自然環境等を大切にしながら、日本の典型的な農山村の原風景を守りつつ、「日本のふるさと」としてのまちづくりを進めてきた。

これまでも、遠野市総合計画に基づき、都市との交流を推進するために、遠野ふるさと村、伝承園、たかむろ水光園、馬の里、ふれあい交流センターなど交流拠点施設の整備をはじめ、地域発展を阻害する要因となっている定住人口の減少等を補うため、都市住民と地元住民との交流によるグリーン・ツーリズムの推進に取り組み、交流人口の拡大による地域の活性化を図ってきた。

遠野市は、こうした観光資源に恵まれた地域であるものの、当地に滞在する観光客の数は依然として伸び悩んでいる状況にある。

また、農業従事者の高齢化が進み、高齢者の割合が53%(平成12年農業センサス)となっていることから、今後耕作放棄地の増加など遠野らしい日本の原風景を維持することが困難になることが懸念されている。

5 構造改革特別区域の意義

グリーン・ツーリズムという言葉が登場して以来、全国各地の農山漁村で様々な取り組みが行われている。しかし、欧米諸国との国民性の違いなどから、日本人にあったツーリズムのあり方が模索されている。グリーン・ツーリズムは滞在型ということもあるので、農作業が体験できるなど、都市では味わうことのできない体験的なメニューが重要な役割を担うものと考えられる。

農村地域では、旅行者から農作業の労力の提供を受ける一方、郷土の文化を意識した手づくりによるもてなしを旅行者に提供する過程の中で、地域の誇りを再認識するという意義を見出すことになる。

また、農家数の減少や農林業従事者の高齢化の進行、農林業の担い手不足などによる生産力の減退、生産基盤である経営耕地面積の減少や休耕田の増加など、遠野らしさが損なわれる心配がある。こうした状況を克服し、地域の大切な資源でもある田園風景を維持するために、農林業を中心に、耕地の有効活用を図り、高生産・高付加価値化を図る新しい産業の創造が地域に展開され、活力あるまちづくりに資するものである。

「遠野」という名前の響きと周囲を囲む山々の景色、農村集落と田園風景、そして「遠野物語の地」から連想される「ふるさと」感こそが他の都市に見られない独特のアイデンティティーを形成され、全国的に知名度が高いことから、「遠野らしさ」という印象を強く与えている。

遠野の持つふるさと感や遠野らしさといった地域資源を保全しつつ、都市との交流人口を一層拡大するとともに、交流によって地域に住んでいる人たちが「おもしろさ」と「やる気」を感じ、自発的で、手づくりによる活動展開がさらに充実されることによって、より一層の地域の活性化が期待されるものである。

「日本のふるさと再生」特区は、日本の典型的な農村地域における構造改革の推進

モデルになり得ると考えられる。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 「ぬくもり」と「もてなし」の心でつくる遠野ツーリズムの推進

平成 22 年度を目標年次とした遠野市総合計画（遠野未来デザイン 2010）基本構想は、「永遠のふるさと」の創造と継承を基本理念に据え、「躍動感にあふれ、物語が息づく永遠のふるさと遠野」を将来都市像に掲げ、個性豊かで活力と潤いに満ちた地域社会の創造を目指している。

この理念を踏まえながら、豊かな農村文化や地域資源、多彩な人材等を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、「ゆとりの実感」「こころの豊かさ」への希求を背景とした都市との交流の拡大に努めることを目標とする。

特に、交流拠点施設である遠野ふるさと村に加え、地域資源を活用した郷土料理や酒類、地域の歴史文化に触れる機会を拡充し、農家民宿による面的拡大など、市内滞在機能の強化を図ることで、「もてなし」の心でつくる滞在型観光の振興を推進する。

(2) 「おもしろさ」と「やる気」を感じる新たな起業の促進

遠野市では、産業が生活を壊さずに、むしろ産業が生活の質の向上に資する産業振興につながるように、農林業の第一次産業を中心に、商工業、観光と一体となって相乗効果を発揮できる経済性の高い産業体系を目指している。

農村や森林の持つ多面的な機能を活かし、美しい田園景観を守り育てながら、農業従事者の確保・育成を図るため、農林業に意欲を持ち、安定的な経営を目指して、多様な分野から農業に取り組む法人等の主体的な取り組みを促進し、地域産業の活性化を図ることを目標とする。

また、地域の食文化の復活や生産作物の付加価値を高める農産物加工・販売など地域に根ざした新たな起業化を促進する。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 期待される「心」の所得

グリーン・ツーリズムは、都市住民の単なる田園回帰ではなく、都市と地方とを結ぶ新たな意識の接点となり得る。

モノの所有より「いい時間」を持つことが優先される時代を迎えたと言われている中で、農村地域が都市住民に対して提供できるものとして、どぶろくなど地元の歴史・文化などの特性を意識した農村らしいもてなしから生み出される時間の過ごし方があげられる。

一方、農村で生活する者にとっても、地元の文化を意識した取り組みを行うことで、改めて地域の誇りを再認識するきっかけになるなど、都市住民や農村地域で生活する住民の双方が、相応の心の所得を得る効果が期待できる。

(2) 期待される経済的社会的効果

新規起業

- ・ 農家民宿や農家レストラン、自家製による酒類製造、新規就農など、小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。

	現在	15年度目標	19年度目標
農家民宿等の開業件数	3件	5件	20件
自家製による酒類製造件数	0件	1件	10件

- ・ 農業生産法人以外の法人が新たに農業に取り組むことで、他分野から農業分野への労働移転により雇用が確保される。

	平成15年度目標	平成19年度目標
株式会社等による農業生産活動件数	1社	10社
農業生産活動での雇用人数	3人	40人

観光客の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

	平成14年実績	平成16年目標	平成19年目標
宿泊客数	57,359人	60,000人	65,000人
日帰り客数	1,733,040人	1,800,000人	1,900,000人

市民所得の向上

観光客増加に伴う販路拡大、農業生産物出荷量の増加などから、市民所得の向上効果が期待できる。

	平成12年度実績	平成16年度目標	平成19年度目標
市内純生産	62,534百万円	63,000百万円	64,000百万円
就業者1人当たり市内純生産	4,225千円	4,300千円	4,400千円

8 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

特定農業者による濁酒の製造事業

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特定事業に関連する事業

自然再生の推進

豊かな自然景観を維持するために、水源の森復元事業、環境基本計画の策定、環境基本条例制定など、環境に配慮した施策を推進する。

遠野ツーリズムの推進

グリーン・ツーリズム、ワーキングホリデーなどコーディネートの役割をNPO

法人遠野山・里・暮らしネットワークが担いながら、次の事業を展開する。

- ・ 遠野ふるさと村を拠点に、東北地方のグリーン・ツーリズムを担う人材を育成する場として、東北ツーリズム大学構想の実現に向けた取り組みを進める。
- ・ 農家と一緒に、田んぼの仕事、畑仕事、牛の世話など様々な仕事をしながら、農村の生活を体験できるワーキングホリデーによる都市住民の受け入れを実践している。
- ・ ワーキングホリデーを推進する中で、農作業の報酬に地域通貨を利用し、経済負担があまりかからずに客を受け入れる取り組みを進めている。
- ・ 自動車運転免許合宿にグリーン・ツーリズムの要素を加味した自動車教習所「遠野ドライビングスクール」の開設を支援する。合宿所として市内の旅館や民宿、農家を活用し、農業を体験しながら自動車運転免許を取得したい人を受け入れる。

遠野ふるさと村「どべっこ祭り」

平成12年度から冬期間に限り遠野ふるさと村を主会場に「どべっこ祭り」を開催している。

この「どべっこ祭り」で、遠野ふるさと村で製造するどぶろくを提供できるように取り組むことで、観光客の少ない冬の大きなイベントとして、遠野からまた情報発信が可能となる。

新たな起業化支援

地域の特色を生かした新たな産業創出の拠点として、民間とのコーディネートや起業に結びつくプロジェクトの展開を推進するため、総合産業振興センターを設置した。グリーン・ツーリズムを推進することで、都市との交流拡大が期待されるが、そのような取り組みの中で新たなサービスなどの起業も期待できることから、積極的に起業化を支援していく。

エコミュージアム

開発による環境の悪化などの課題は、観光地の多くが抱えている。これらの課題解決を図り、将来への風土の継承・保全を重点とした地域づくりを進めるため、遠野郷生活環境博物館（エコミュージアム）の理念を取り入れ、地域をまるごと博物館とみだてて、地域の魅力的資源の再発見をし、学習・研究保存・展示活動のあり方等について、岩手大学と共同で調査検討に取り組んでいる。

ふるさと学校体験留学

都会の子どもが、農村地域の学校で、地元の子どもたちと一緒に授業を受けるなど、児童生徒レベルの新たな交流を促進し、自然や農村の多面的な機能などの相互理解を深めることを目的として、友好都市との協定の上で、通常の転校手続きによらない児童生徒の受け入れに向けた準備を進めている。

(2) 全国的に行われる規制緩和の活用

農林漁業体験民宿業を営む施設における客室面積要件の緩和

農林漁家が農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条及び第3条第1項に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこと。

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

農家民宿等を含めた宿泊施設が、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われる送迎のための輸送に関する緩和措置。

(別紙)

1 特定事業の名称

407

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特別区域内において農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿（農家民宿に類する形態である畜産林業家民宿を含む。）事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

地域の歴史・文化などの地域資源や多彩な人材等を活用したグリーン・ツーリズムを展開していく中で、都市住民と地元住民との新しい交流の形として、農家へ滞在しつつ農作業などの体験を行う農家民宿事業を推進するためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、前述のガイドラインが適用されるので、農村地域における新たな起業の促進を図る上からも、当該特例措置の適用が必要である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、以下の条件のすべてに該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。

ア 各客室から直接外部に容易に避難できること。

イ 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

ウ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

エ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、以下の条件のすべてに該当する場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。

ア 前述 の条件を満たしていること。

イ 客室が10室以下であること。

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること）が明示されること。

(別紙)

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、日本のふるさと再生特区（遠野市全域）内で農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規定は、適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

グリーン・ツーリズムが全国の農山漁村地域で展開されている中で、遠野ならではのツーリズムの展開に期待が集まり、旅行者のニーズも「ゆとりの実感」・「こころの豊かさ」への希求を背景とした自然回帰型、体験型の傾向が強まってきている。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、農家等によるもてなしとして、旅行者等への濁酒の提供することは、農村地域の特性を生かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、旅行者等の増加などによる交流人口の拡大が期待できるものとなる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

(別紙)

1 特定事業の名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・貸付の主体：遠野市
- ・借受の主体：本特別区域内において農業を行おうとする農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

遠野市が所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う法人に貸与する。なお、遠野市は、特定事業の実施により耕作を行う法人と構造改革特別区域法第23条第2項第2号の規定に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

遠野市では、農林業の担い手の減少と高齢化（農業就業人口のうち65歳以上の占める割合：53%）による農林産物出荷量の減少が進行し、今後も耕作放棄地の増加により、遠野の貴重な観光資源である農村景観が損なわれることが懸念される。

一方では、建設業の就業割合が高く（遠野市：16%、岩手県12%）、今後公共事業の削減などの影響により、その労働力が余剰することが見込まれる。

このような状況を踏まえ、県、市、農業協同組合が連携し、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用を確保し、農村の景観を維持するために、農業生産法人以外の法人の農業経営を可能とする農地法の特例措置を講じる必要があると判断し、耕作放棄地の拡大の防止を図るとともに、農業者の雇用の場を創出するなど地域の農業振興と地域活性化に資するため特定事業を導入することとする。

また、グリーン・ツーリズムの推進拠点施設などで、旅行者が農作業の体験ができる農地を用意することで、遠野の観光の魅力を更に向上させるためにも、当該規制の特例措置が必要である。

なお、参入する法人の要件として、当該法人には、農業担当役員が1名以上おり、年間150日以上農業に従事すること。また、当該法人と市との間で協定を締結し、農業に必要となる土地は、市が農地所有者から借り受け、法人に貸し付ける方法によることとする。

農家戸数と農業就業人口構造の推移

	平成2年(a)	平成7年	平成12年(b)	伸び率 (b)/(a)
農家戸数	3,594戸	3,349戸	3,091戸	86
農業就業人口	6,164人	5,358人	5,333人	86
15歳～39歳 (割合)	795人 (13%)	435人 (8%)	494人 (9%)	62 (-4ポイント)
40歳～64歳 (割合)	3,421人 (55%)	2,513人 (47%)	2,021人 (38%)	59 (-17ポイント)
65歳～ (割合)	1,948人 (32%)	2,400人 (45%)	2,818人 (53%)	144 (+21ポイント)

経営耕地面積と耕作放棄地の面積の推移

	平成7年 (a)	平成12年 (b)	伸び率 (b)/(a)
経営耕地面積	4,595ha	4,373ha	95
耕作放棄地	121ha	199ha	164
耕作放棄率	2.6%	4.5%	+1.9ポイント

農林産物出荷量

	平成10年 (a)	平成14年 (b)	伸び率 (b)/(a)
ほうれんそう	412 t	332 t	81
しいたけ	101 t	74 t	73
レタス	984 t	753 t	77
だいこん	701 t	661 t	94